# 行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング

愛知県

○ 本県では、現在、『第五次行革大綱』に基づき、全庁をあげて行政改革を推進しておりますが、改革に資する提言を得るとともに、改革に対する県民の皆様の理解を深めていただくことを目的として、**事業仕分けの手法を取り入れた「行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング」を開催**いたします。

#### 実施概要

#### 1 目 的

事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを開催し、行政改革の推進に資する提言を得るとともに、行政改革に対する県民の皆様の理解を深めていただく。

#### 2 実施概要

- (1)日 時 平成26年10月10日(金) 午後2時から午後7時30分(開場午後1時30分)
- (2)場 所 愛知県三の丸庁舎8階 大会議室(名古屋市中区三の丸二丁目6番1号)
- (3) 実施者(敬称略)

コーディネーター	かとう よしと 加藤 <b>義人</b>	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部名古屋本部 副本部長	
質問者	<sub>おおやち</sub> てつや 大矢知 哲也	公認会計士•不動産鑑定士	
	まもだか としふみ 面高 俊文	元 株式会社デンソーユニティサービス 代表取締役社長	
	かわかみ あっこ 川上 敦子	弁護士	
	ごとう すみえ 後藤 澄江	日本福祉大学 社会福祉学部教授	
	なかまる ただし 中丸 忠	三重大学 高等教育創造開発センター特任教授	
	やまもと こうし 山本 幸司	名古屋工業大学 名誉教授	
	ゃまゃ きょし 山谷 清志	同志社大学 政策学部教授	

## 行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの流れ

#### 1項目70分程度

1 対象項目概要説明	10分程度(※1)	ビアリング対象項目を担当する課が取組内容の概要 を説明する。
•		
2 質疑応答	50分程度	改革の内容について、外部有識者と担当課との間で 質疑応答を行う。
•		
3 判 定	5分程度	質問者が、質疑応答等の内容を踏まえ、所定の判定区分(※2)により判定する。
•		
4 まとめ	5分程度	コーディネーターが、判定の集計結果を踏まえ、提言としてまとめる。

- ※1 ヒアリング対象項目「①公園等施設のあり方の検討(森林公園、愛知県民の森、 昭和の森、緑化センター)」については、施設数が多いため、対象項目概要説明を 15分程度とします。
- ※2 判定区分
  - 1 妥当
  - 2 再検討が必要
    - (ア 現状認識・課題認識を見直すべき エ 取組をスピードアップすべ イ 取組内容を明確にすべき オ その他( ウ 取組内容に新たな視点を加えるべき
  - 3 判断ができない

## タイムテーブル

時間	内容			
14:00~14:05	知事あいさつ			
14:05~14:10	昨年度のヒアリング対象項目の現状報告等			
14:10~14:15	概要説明			
14:15~15:30	① 公園等施設のあり方の検討 (森林公園、愛知県民の森、) 昭和の森、緑化センター			
休憩(15:30~15:35)				
15:35~16:45	② 弥富野鳥園のあり方の検討			
休憩(16:45~17:00)				
17:00~18:10	③ NPOとの協働事業の実施			
	休憩(18:10~18:15)			
18:15~19:25	④ 南知多老人福祉館のあり方の検討			
19:25~19:30	部長あいさつ			

※ 時間はいずれも予定です。ヒアリングの状況によって前後することがありますので、 ご了承ください。

## ヒアリング対象項目の内容・論点等

○ ヒアリング対象項目は、『第五次行革大綱』の個別取組事項の中で、実施している取組 内容のさらなる改善・見直しの必要性を検証すべき項目として選定した4項目です。当 日は、県担当課が取組内容の概要を説明した後、外部有識者と県担当課が質疑応答を行 い、見直しの方向性等の妥当性について外部有識者の判定に基づく提言をいただきます。

ヒアリング対象項目	行革大綱の内容	論点
①公園等施設のあり 方の検討 森林公園、愛知県民の森、 昭和の森、緑化センター 《第五次行革大綱 No.32》 《第五次行革大綱 No.33》	○公園等施設について、県民のニーズ、社会状況の変化を踏まえ、機能・規模の適正化、運営の形態等今後のあり方を検討する。 ○公の施設の利用促進を図るための取組を進める。	○老朽化が進む中、施設・整備の見直し や、効果的・効率的な管理運営にどう 取り組むべきか。 (森林公園 植物園:展示館(昭和44年 度築)など) ○施設の活性化(利用拡大)にどう取り 組むべきか。 年度 21年度 25年度 対照の熱理機関 58万人 50万人
②弥富野鳥園のあり 方の検討 《第五次行革大綱 No.20》 《第五次行革大綱 No.32》	○民間との競合、県としての存置 の意義、利用率などの観点から 県が設置する公の施設としての 必要性を見直し、廃止、民営化、 地元移管等を進める。 ○公の施設の利用促進を図るため の取組を進める。	○県の公の施設として維持する必要性があるか。施設の役割はどうあるべきか。(近隣の類似施設:稲永ビジターセンター[環境省]、藤前活動センター[環境省]、野鳥観察館[名古屋市]) ○(維持の必要性が認められる場合、)効果的・効率的な管理運営にどう取り組むべきか。 ○(維持の必要性が認められる場合、)施設の活性化(利用拡大)にどう取り組むべきか。  年度 21 年度 25 年度 利用者数 6 万 3 千人 5 万 8 千人
③NPOとの協働事業の実施 《第五次行革大綱No.103》 《第五次行革大綱No.104》 《第五次行革大綱No.105》	○協働を進めることが、効果的・ 効率的な公共サービスにつなが るよう、NPOとの協働事業を 実施する。 ○「協働ロードマップ」づくりを 県政各分野で推進する。 ○NPO等に対する支援事業や市 町村に対する支援事業を実施す る。	〇県とNPOとの協働事業をより一層活発にし、質の高いものにしていくため、どう取り組むべきか。         年度       21 年度       25 年度         NPOとの協働業数       110事業       71事業         〇地域におけるNPO活動の更なる活発化を図るため、どう取り組むべきか。
④南知多老人福祉館 のあり方の検討 《第五次行革大綱 No.31》 《第五次行革大綱 No.32》	<ul><li>○宿泊施設を有する公の施設について、民間との競合、県としての存置の意義、利用率などの観点から、県が設置する公の施設としての必要性と今後のあり方について検討する。</li><li>○公の施設の利用促進を図るための取組を進める。</li></ul>	<ul> <li>○県の公の施設として維持する必要性があるか。施設の役割はどうあるべきか。(高齢者が宿泊・利用できる民間施設が各地に整備)</li> <li>○(維持の必要性が認められる場合、)効果的・効率的な管理運営にどう取り組むべきか。</li> <li>○(維持の必要性が認められる場合、)施設の活性化(利用拡大)にどう取り組むべきか。</li> <li>年度 21年度 25年度 宿泊者数 2万7千人 2万5千人</li> </ul>

### 傍聴・インターネット動画配信

公開ヒアリングの様子は、自由に傍聴(事前予約不要、一項目でも可)していただけるとともに、インターネットによる動画配信サイト「ユーストリーム」による生中継または「ユーチューブ」による録画配信(以下の URL からアクセス)でもご覧いただけます。 【動画サイトURL】 http://www.pref.aichi.jp/OOOOO75675.html

行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング 傍 聴 者 の 皆 様 へ の お 願 い

公開ヒアリングを傍聴される方は、次のことをお守りください。

- ◆ 会場への入・退室は、自由ですので、1項目のみの傍聴も可能です。ただし、審議途中での入・退室は、なるべくご遠慮ください。
- ◆ 万一、傍聴席が満席となったときには、しばらくお待ちいただく場合が ございます。
- ◆ 公開ヒアリング開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法 により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- ◆ 会場内において、飲食、喫煙などはできません。
- ◆ 会場内において、報道関係者・事務局を除き、写真撮影、録画、録音等 はできません。
- ◆ ビラ、チラシ等の配付はできません。
- ◆ 携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
- ◆ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。お分かり にならないことがあれば、係員にお聞きください。
- ◆ 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、な おこれに従わないときは、退場していただく場合があります。